

News Letter

2024
March
Vol.218

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [Oracle Database 機能紹介 マルチテナント](#)
- ・ [Plaza-i AP サーバの負荷分散](#)
- ・ [マイメニューの応用](#)
- ・ [Plaza-i 機能紹介 - 外貨取引](#)
- ・ [訪問カウンセリングについて](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [四半期開示制度の見直しについて](#)
- ・ [「リースに関する会計基準\(案\)」等の公表について](#)

II Oracle Database 機能紹介 マルチテナント

はじめに

マルチテナント機能は、複数の Oracle Database を統合して一括管理するための機能です。Oracle Database 12c R1 から導入されました。

マルチテナント機能では、「コンテナ」という単位でデータベースを管理します。マルチテナント機能を用いて作成したデータベースのことを「コンテナデータベース (CDB)」と呼びます。

一方、マルチテナント機能を使用しない、従来型の構成のデータベースは「非 CDB」と呼びます。

非 CDB 構成のデータベースは、Oracle Database 23c 以降、サポート対象外になります。

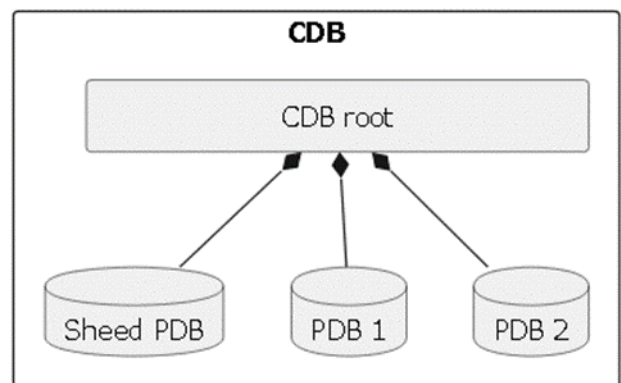
コンテナとは

マルチテナント機能では、コンテナデータベースの中に、「コンテナ」という単位で、複数の「子」データベースを格納して管理します。

コンテナには、次の種類があります。

コンテナの種類	説明
CDB root	CDB 全体を管理するためのコンテナ

Sheed PDB	PDB を新規作成するときの元となる PDB。新規に PDB を作成する場合、Sheed PDB をコピーして作成します。
通常の PDB	アプリケーション (Plaza-i など) から見たデータベースに相当します。 PDB とは、Pluggable Database の略語です。



つまり、マルチテナント機能では、コンテナデータベースの中に、複数の PDB (PDB1, PDB など) を作成することで、一つのデータベースインスタンスで、複数のデータベースを管理します。

作成可能な PDB の数 (Sheed PDB 除く) は、Enterprise Edition の場合、最大 252 個、Standard Edition 2 の場合、最大 3 個です。

PDB は、Pluggable Database の名前の通り、着脱することができます。

CDB のアーキテクチャ

CDB 構成のデータベースは、一つのデータベースインスタンスに対して、一つの CDB が対応します。

PDB が複数存在する場合であっても、Windows Server 上にあるデータベースインスタンスは一つです。

そのため、SGA やバックグラウンドプロセスは、CDB 内の全ての PDB で共有されます。

初期化パラメータは、各 PDB 側で個別に設定可能なパラメータと、CDB 全体に適用され PDB 側で個別に設定することができないパラメータの 2 種類があります。データベースキャラクタセット・各国語キャラクタセットなどは、CDB 全体に適用される初期化パラメータになります。

Oracle Database を構成する各種ファイル群のうち、制御ファイル、オンライン REDO ログファイル、アーカイブ REDO ログは、全ての PDB で共有して使用されます。

一方、SYSTEM 表領域、SYSAUX 表領域、一時表領域、UNDO 表領域（ローカル UNDO モードの場合）、その他の永続表領域（USERS 表領域など）は、全ての PDB が持っており、これらの表領域に各 PDB 固有のデータ類が格納されます。

つまり、データベースアプリケーション用の表、索引、ストアドプロシージャなどは PDB 毎に管理されるため、セキュリティ的には、各 PDB は高いレベルで独立しています。

マルチテナント機能の利点と留意点

マルチテナント機能を使用する利点は、従来、使用するデータベースアプリケーション毎にデータベースインスタンスを作成していたものを、一つのデータベースインスタンスに統合することが出来ることです。

これにより、ハードウェアコストの削減と、メンテナンスコストの削減が期待できます。

但し、異なるベンダーのデータベースアプリケーションを一つの CDB で管理しようとする場合、自社で、完全に CDB の管理ができることが前提条件として必要になります。

これは、弊社も含めデータベースアプリケーションのベンダーは、他社のデータベースアプリケーションについて責任を負うことは、通常、出来ないためです。

また、各データベースアプリケーションが想定するキャラクタセット等が異なる場合、前述の通り、キャラクタセットは CDB 全体に適用される初期化パラメータですので、当該データベースアプリケーションを、一つの CDB で管理することは出来ません。

アプリケーションコンテナ

CDB の中に、「アプリケーションコンテナ」という特別なコンテナを作成することもできます。

アプリケーションコンテナは、類似した構造の PDB を多数作成したい場合に使用します。

アプリケーションコンテナの機能を使用することにより、複数の PDB（アプリケーション PDB）間で、表や索引の定義を共有することが可能になります。さらに、設定によっては、特定の表に格納されているデータを共有することも可能です。

II Plaza-i AP サーバの負荷分散

Plaza-i AP サーバ

Plaza-i を複数人で共同使用する場合、Windows のリモートデスクトップを使用した AP サーバを弊社ではご提案するケースがございます。1 台のサーバ及び仮想 OS に Plaza-i、Oracle Client などのアプリケーションをセットアップし、マルチセッションで各 ID ごとに接続いたします。Plaza-i 使用ユーザーが同時に 30~40 名程度であれば 1 台のサーバで賄うことが可能ですが、それを超えすと複数台の AP サーバを準備して頂くことになります。その際は、AP サーバごとに接続先を手動で切り替えて頂く必要があります。接続する AP サーバを明確に分けられるメリットはありますが、個別に割り振りを行わなくてはいけない点や、サーバのセッション数を自動で制御できないデメリットがございます。

RD 接続ブローカにて自動的にセッションの負荷を分散

Windows Server の役割機能に RD 接続ブローカがあり、機能を追加することで使用することができます。このブローカにセッションホストを追加することによって、ブローカを経由して接続し、その結果コレクションのサーバ間で負荷分散を行うことが可能です。

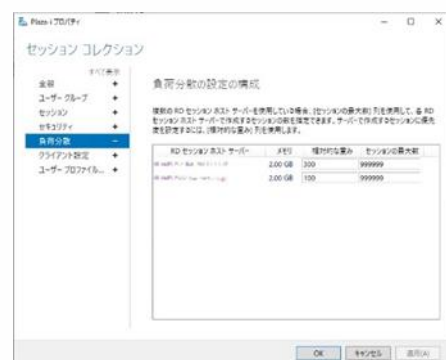
以下がサーバ 2 台による構成事例となります。

- ・サーバ A(RD セッションホスト、ブローカ、ライセンス)
- ・サーバ B(RD セッションホスト)

サーバ A に RD セッションホスト、ブローカ、ライセンスの役割を追加します。

ユーザーセッションはまずサーバ A に接続し、RD ブローカにおいてセッションの割り当てが行われ、適宜サーバ B にセッションが分散（リダイレクト）される動作となります。

セッションの重みは 100 を基準として、(3:1 の割合でセッションを割り振る) で申しますと、相対的な重みとして RDS1 に 300 を設定し、RDS2 に 100 を設定することで、RDS1 のセッション数が RDS2 のセッション数の 3 倍になる動作が期待されます。サーバの負荷に合わせてこの値を調整することで、接続セッション数を調整することが可能です。



考慮すべき点

Plaza-i は各ユーザーアカウントに対し、ローカルにプロファイルを保持しております。Plaza-i のプロファイルには各ユーザー ID で設定したグリッドの並び順などの情報が保存されます。複数台の AP サーバに接続すると、その端末ごとに Plaza-i のプロファイルが生成されてしまいます。何かしらの方法で同期をとる必要がありますが、一例として特定の NAS などにサインイン、サインオフ時にアップロード、ダウンロードする方法があげられます。それ以外に考慮する点として、一人のユーザが複数の AP サーバに接続した

際にファイルの出力先が異なってしまうため、混乱が生じる可能性があります。グループポリシーを使用して、ファイル保管場所を特定のドライブに割り当てる方法やドライブを隠蔽する機能を活用して、保管場所を特定できるように考慮する必要があります。今回は触れませんでした。が、負荷分散方法として DNS ラウンドロビンも上げられます。ただしセッションの重み設定ができない点から片方に偏ってしまう問題があります。この点、RD 接続ブローカを使用すれば、考慮すべき点を整理できれば AP サーバへの接続セッションを負荷分散させることができますので、ユーザ数の増加が必要な場合考慮頂ければと存じます。ご不明な点は弊社技術サポート部 (bassa@ba-net.co.jp) までお問い合わせいただければと存じます。

II マイメニューの応用

はじめに

マイメニューは当初ツリー形式のメニュー表示から、ポータル画面として普段利用するメニューをピックアップしてショートカットを作り、メニューへアクセスしやすくするのが始まりでしたが、機能追加を重ねて現在どのようなことができるのか、ここで見ていきたいと思います。

ファイル添付機能の応用

Plaza-i から取引の内容を基にして資料を作るときや、手順書を作成したいといった場合に、エクスプローラーを開いて、ファイルサーバーを探しに行くというのは面倒、というような場合、Plaza-i のマイメニューでショートカットを作成することができます。マイメニューで登録できる項目としては、Plaza-i のメニュー以外にも USR ユーザ管理の外部ファイルコードを登録できます。これは外部ファイルマスターを作成したときに登録するコードです。外部ファイルコード一つで、複数のファイルを登録することができるため、マイメニューのボタン一つで、複数のファイルを選択することができます。利用するファイルを外部ファイルマスターに登録しておけば、Plaza-i を起動しながらファイルを呼び出せることができます。下の画像は Plaza-i のユーザーズガイドをまとめて呼び出せるボタンを押したときのイメージとなります。

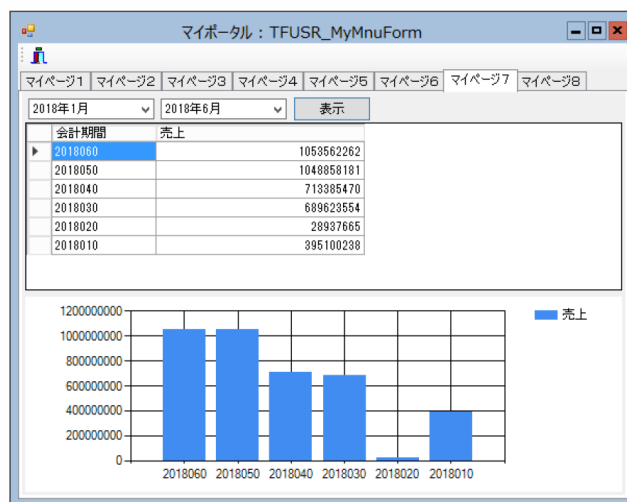


資料の作成元のエクセルを呼び出して、照会画面からエクセル出力し、貼り付けを行う。というイメージです。現在 Plaza-i の照会メニューでは、BAS ビジネス分析の設定により、表示しているコラムを絞り込んで出力できるようになっています。

データ照会機能

マイメニューでデータを照会することもできます。BAS ビ

ジネス分析モジュールを利用して、独立したメニューとしても定義できますが、マイメニューでダッシュボードとして配置することが可能です。この方式であれば同じマイメニューを設定しているユーザがデータを照会することが可能です。マイメニューは複数のタブを表示できますので、複数の照会機能についてメニューを選ぶことなく利用することが可能です。通常の汎用データ照会のようにグリッド形式で出力することもできますが、後述のように、グラフを表示する等、視覚的な設定をすることも可能です。照会する頻度が高いデータ照会をマイメニューで設定しておけば、Plaza-i をダッシュボードとして現在の会社の状況を把握することが可能です。



おわりに

今回はポータル画面であるマイメニューの機能のご紹介をさせていただきました。今回ご紹介した機能を利用したいというお問い合わせはもちろん、Plaza-i にあるデータの分析利用についてもお問い合わせいただければと思います。弊社にご連絡 (03-5520-5330 内線 72) (support@ba-net.co.jp) いただければ、お話を伺いし、各種ご提案をさせていただければと存じます。

II Plaza-i 機能紹介 - 外貨取引

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

今回は、外貨取引に関する特徴的なニーズに対応する 2 つの機能をご紹介します。

現地通貨取引

例えば、海外の子会社等で機能通貨が「UD ドル」であるため基準通貨は「US ドル」としているが、現地の消費税申告用に「シンガポール (SG) ドル」を現地通貨として消費税額を集計する必要がある場合、あるいは外資系企業の日本法人で機能通貨は本国の通貨を利用しますが、「日本円」の金額も正確に把握したい場合、逆に日本企業の海外支社で機能通貨は「日本円」ですが、現地の通貨でも金額の把握を行いたい場合などに利用する事が可能な機能です。

セットアップ

- ・会社別オプション GLS 「現地通貨取引入力区分」
- ・会社マスター
⇒ 現地通貨コードを設定
- ・換算レート属性マスター

⇒「現地通貨換算レート計算区分」および「現地通貨換算レート小数点桁数」を設定

- ・外貨換算レートマスターおよび外貨日次換算レートマスター

⇒現地通貨への換算レート登録

- ・伝票印刷フォーマットの設定

⇒基本的に現地通貨金額は追加表示可能項目となっておりますので、表示設定が必要になります。

- ・画面キャプションの設定

⇒伝票等の画面上で現地通貨を確認したい場合に追加で設定が必要になります。

詳細は、ユーザーズガイド GLS 一般会計システム、概要(章)、現地通貨取引への対応(節)をご参照下さい。

外貨日次換算レート

Plaza-i では、月次でのレート登録以外に、①【有効日】毎に、②「外貨取引・換算レート割当マスター」で日次レートを使用すると定義した【換算レートコード】毎に、③「換算レート属性マスター」に登録した【通貨コード】毎に、換算レートを入力する機能がございます。

為替予約を細かく行っている場合、月中でもレート変動が大きいと、実績を“月次”レート換算すると実現為替差損益が大きくなり、(振当法を使わない限り) 為替予約でヘッジしたことにならないため、この“日次”レートによる換算が必要となります。その他、海外拠点で現地の法令により日次でのレート登録が求められる場合にも本機能を利用できます。

日次レートは有効日ベースで適用されるため、毎日入力しないと、システムは直前の日付のレートを取得します。逆に週次レートを適用したい場合は、例えば毎週月曜日のレートを入力することにより本機能で週次レート対応が可能となります。従って、運用上決定した間隔、即ち、日次なら毎日、週次なら毎週、漏れなく、レートを登録する事が必要になります。

詳細は、ユーザーズガイド MST マスター管理、地域・期間(章)、外貨日次換算レートマスター(節)をご参照下さい。

おわりに

今回ご紹介した機能をご利用になる場合は、最新バージョン以降にバージョンアップをして頂いた上で、セットアップの変更や既存データの更新が必要になります。また、現状対応している機能は限定されますので、必ず弊社コンサルタントへお問い合わせください。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート窓口(03-5520-5330 内線72)(support@ba-net.co.jp)までお問合せください。

II 訪問カウンセリングについて

はじめに

平素より Plaza-i をご愛顧頂き誠にありがとうございます。現在、弊社では、既存ユーザ様へ向けた、訪問カウンセリングを承っております。訪問カウンセリングでは、現在 Plaza-i をご利用頂いている上で、問題点があればそれに対しての、解決アドバイスをさせて頂いたり、新機能をご利用頂く上での設定のご提案、その他、追加モジュール、ライセンスのご相談等、ご希望のユーザ様へ向けて弊社コンサルタントと対面、又はオンラインにて、カウンセリングを設けさせて頂く事を目的としています。(訪問カウンセリングはオフ

イスが東京 23 区内にある企業様に限らせていただきます。)

ご相談例-会計編

実際にユーザ様よりご相談があった例を記載します。

- ・お問い合わせ内容

GLS 一般会計から仕訳入力を行う場合、外部データ取り込みメニューを利用し仕訳を生成しています。シェアードサービスで利用している為、1 人の担当者が複数会社の処理を行っている場合、外部データ取り込みメニューは、都度取り込みを行う会社へ処理対象の変更を行ってから、1 社毎に仕訳データを取り込んでいますが、一つの取り込み口から一括に複数社へ取り込む事は出来ないでしょうか。

- ・ご提案の流れ

交換処理グループの設定を一部変更する事で実現可能となります。交換処理グループの設定の変更を行い、取り込み用のフォーマットの先頭へ列を挿入し、実際に取り込みを行う企業、会社、本支店コードを入力して頂く事で、一括で複数会社へ仕訳データの取り込みが可能となります。交換処理グループの設定変更については、別途作業料金が発生致します。

	A	B	C	D	E	
1	伝票区切り	企業コード	会社コード	本支店コード	計上日	摘要
2	*	10	10	1	2024/3/1	
3		10	10	1	2024/3/1	
4	*	10	10	1	2024/3/5	
5		10	10	1	2024/3/5	
6	*	10	10	1	2024/3/12	
7		10	10	1	2024/3/12	
8	*	10	10	1	2024/3/12	
9		10	10	1	2024/3/12	
10	*	20	1	1	2024/3/11	
11		20	1	1	2024/3/11	

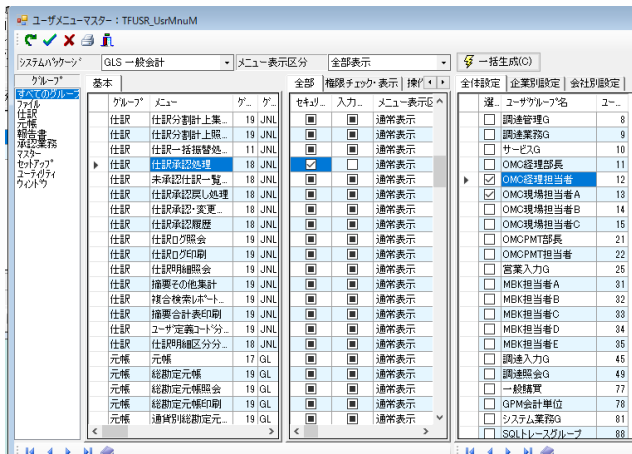
ご相談例-共通編①

- ・お問い合わせ内容

メニューセキュリティの設定見直しを行いたいと思っておりますが、導入初期メンバーの退職もあり、現在どの様に設定されているかを確認した上で、新たな体系を検討したいと思っております。どの様に確認すれば良いでしょうか。また今後、自社で設定の変更や追加が出来れば良いと考えています。

- ・ご提案の流れ

現在、Plaza-i へ設定されているセキュリティ体系を、弊社担当者の方で、ご訪問もしくはリモートで確認を行い、ご説明させて頂きます。その後、今後どの様なセキュリティ体系で運用していきたいかヒアリングを行い、ご希望の内容を踏まえた新しいセキュリティグループのご提案をさせて頂きます。自社でセキュリティの変更、追加設定を行う場合には、セキュリティ全般の操作トレーニングの受講をお勧め致します。また、弊社へ作業をご依頼いただく場合には、別途作業料金が発生致します。



セキュリティの見直しの際には、パスワード複雑性の要件（パスワード変更時、指定した文字数未満のパスワード変更拒否や、文字記号の指定）、パスワード使用可能期間の設定（パスワード有効期限の指定）といった、ユーザ認証にかかわる「パスワードポリシー」も合わせてご検討下さい。

ご相談例-共通編②

・お問い合わせ内容

Plaza-iには沢山のメニューがありますが、弊社では毎月利用するメニューが決まっています。沢山あるメニューの中から、毎回使うメニューを探しクリックするのに手間を感じています。また、4月から新入社員が増える為、常時使うメニューだけ表示させる事は出来ないでしょうか。

・ご提案の流れ

マイメニュー機能をご紹介します。こちらのメニューは、ブラウザのお気に入り登録の様なイメージになります。ユーザ様ご本人がよく利用するメニューを集めたパターン（マイメニューコード）を、ご自身のユーザIDへ設定することで、システム起動後すぐに、マイメニュー画面が立ち上がり、予め設定したメニューボタンの中から選択する事が可能になります。例えば、GLS仕訳入力とMST組織マスターといった離れた位置にあるマスターなどを探す手間が省け、メニュー選択の効率を向上させます。また、よく使うメニューをグループ毎にタブで分けて設定する事も可能です。マイメニューの設定については、操作トレーニングの受講後のご利用をお願いさせて頂いております。トレーニングの際に、どの様に構成したいかヒアリングを実施し、ご希望に沿った形でご提案させて頂きます。また、弊社へ作業をご依頼いただく場合には、別途作業料金が発生致します。



カウンセリングのご依頼について

お問い合わせは、下記連絡窓口までお問い合わせ下さい。「カウンセリング希望」とお伝えいただくとスムーズです。また、新入社員へ向けた Plaza-i 操作トレーニングも随時承っております。

<お問い合わせ窓口>

Plaza-i カスタマーサポートセンター受付

TEL : 03-5520-5330 (内線 : 72)

E-mail: support@ba-net.co.jp

Plaza-i 最新バージョン情報

2024年3月15日 現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

- ・ Plaza-i.NET V2.03.26.02

II 四半期開示制度の見直しについて

はじめに

2023年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が第212回臨時国会において成立し、これを受け、四半期報告書が廃止される等、今後の企業の決算情報の開示体制に大きな影響があります。

今回の改正は、金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信について、内容面での重複や開示タイミングの近接について従前より指摘があり、コスト削減や開示の効率化の観点から、議論されてきたものです。

本コラムでは、四半期開示制度の改正点の概要と、適用時期について解説します。

改正の背景

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループが2022年6月1日に公表した報告書「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」では、四半期報告書と四半期決算短信を比較したとき、「足元の開示実務をみると、両者の間の内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されており、エンフォースメントなどを工夫することにより、両者の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が可能である。」との報告が示されています。

また、「一本化」については、四半期報告書に集約させる方法と四半期決算短信に集約させる方法とが考えられるところ、①四半期決算短信の方が開示のタイミングが早いこと、②四半期決算短信は、投資家への積極的情報開示が行われているため投資家に広く利用されており、また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表するなど、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること、③「正確性の担保」については、四半期報告書の形でなくても、四半期決算短信を臨時報告書として開示すること等の方法により確保することも考えられること等を踏まえ、四半期決算短信へ「一本化」することが適切と考えられる旨の提言がされました。

改正の概要

主な改正点は、①四半期報告書制度の廃止、②半期報告書の提出義務化、③四半期決算短信の取扱い、④公認会計士又は監査法人によるレビュー、となります。

①四半期報告書制度の廃止

今回の改正による最も大きな変更点は、従来、上場会社に義務付けられていた四半期報告書制度が廃止（金融商品取引法第24条の4の7、第24条の4の8の削除）され、半期報告書の提出が求められることとなった点です。

これにより、第1・第3四半期については、四半期報告書が廃止され、第2四半期については半期報告書としての報告に変更されることとなります。

②半期報告書の提出義務化

第2四半期に係る報告書については、四半期報告書に代えて半期報告書を提出することとなります。上場会社の場合、四半期決算日から45日以内に提出する必要があります。

なお、半期報告書の開示内容については、従来の第2四半期の四半期報告書と概ね変わらないものとなる見込みです。

③四半期決算短信の取扱い

第1・第3四半期については、四半期報告書の提出義務は廃止され、四半期決算短信の開示に一本化されることとなります。

これを受け、2023年11月22日に公表された東京証券取引所の「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（以下、実務の方針）では、第1・第3四半期決算短信について、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュフローの情報等）を開示内容に追加する等、四半期決算短信の開示内容を拡充する方針である旨が示されています。

なお、第2四半期決算短信においては、第1・第3四半期決算短信で追加される事項については、「開示の義務付けはせず、速報性と投資者ニーズを踏まえ、各社の判断とする」旨が示されています。

④公認会計士又は監査法人によるレビュー

従来の四半期報告書では、四半期財務諸表等に対し、公認会計士又は監査法人（以下、会計監査人）によるレビューを受けることが義務化されていました。この点、第1・第3四半期においては、四半期報告書は廃止され、四半期決算短信に開示が一本化されていますが、四半期決算短信に対する会計監査人のレビューは任意とされており、

ただし、実務の方針では、直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合等、特定の要件に該当した場合には、会計監査人によるレビューが義務付けられる方針である旨が示されています。

適用時期

改正の概要に記載したとおり、第1・第3四半期の四半期報告書は廃止、及び第2四半期は半期報告書としての報告に変更されることとなりますが、これらの改正は、2024年4月1日から施行されます。

つまり、3月決算会社であれば、2025年3月期については、第1・第3四半期報告書の提出は不要となります。また、新制度の半期報告書を2024年9月末から45日以内（上場会社の場合）に提出することとなります。

一方で、2月決算会社等、四半期会計期間中に改正法の施行日を迎えることとなる会社については、施行日を跨ぐ四半期会計期間は、施行日より前に開始していることから、当該四半期報告においては従来どおり四半期報告書の提出が必要となり、その翌四半期会計期間の四半期報告においては、四半期報告書の提出が不要となる点に注意が必要です。

おわりに

四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書や臨時報告書の法令上の開示情報としての重要性が高まることから、各種書類の公衆縦覧期間も延長されます（半期報告書については、現行3年であったものが5年になるなど）。

今回は四半期開示制度の主な改正点についてご紹介しましたが、施行日は2024年4月1日であるため、いよいよ新制度での四半期開示がスタートします。四半期決算に入る前に、これから新たに必要になるもの、不要になるものを精査し、新制度に備えておくことが重要であると考えます。今後も各種法令の改正、四半期決算短信に関する上場規則等の改正の動向を注視するとともに、各種情報のキャッチアップに留意する必要があります。

II 「リースに関する会計基準(案)」等の公表について

はじめに

2023年5月2日に企業会計基準委員会(ASBJ)から「会計基準等の公開草案」(以下、本公開草案)が公表されています。本公開草案は、2016年に公表されたIFRS第16号「リース」及び米国の会計基準Topic842「リース」との整合性を意図し、現行の会計基準における借手のオペレーティング・リースについてもオンバランスさせることが提案されており、これにより、企業の財務諸表(特に貸借対照表)に大きな影響を与える可能性があります。

本コラムでは、本公開草案の概要、現行のリース基準からの変更点やその影響などについて解説します。

本公開草案(新リース基準)の概要

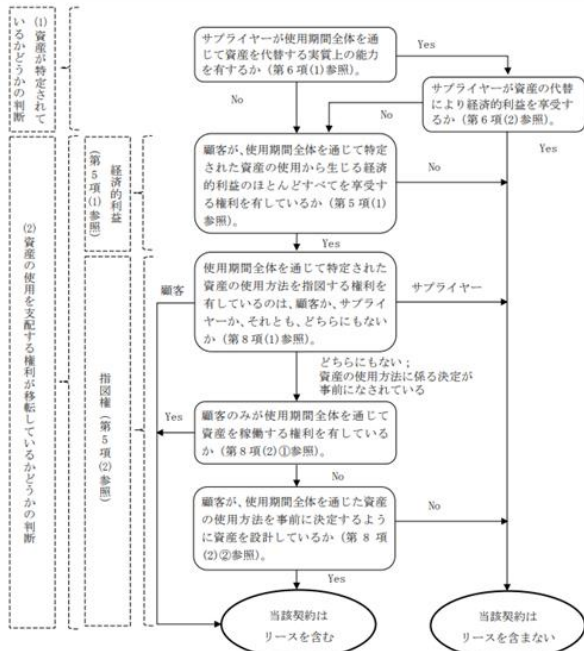
①オペレーティング・リースのオンバランス化

現行のリース基準では、オペレーティング・リースは「資産」として計上する必要はなく、リース料が毎期の「費用」として計上されています。

本公開草案においては、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した使用権部分に係る資産(使用権資産)と当該移転に伴う負債(リース負債)を計上することにより、オペレーティング・リースを含む全てのリース契約について資産及び負債を計上することとされています。

なお、現行のリース基準における、短期リース取引及び少額リース資産については、類似の規定が引き継がれ、例外的にオフバランス処理が可能とされています。また、無形固定資産への本公開草案の適用は任意とされています。

②リースの識別に関するフローチャート



出典：企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針(案)」設例 [設例 1] (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/lease_2023_06.pdf)

リースの識別の判断にあたり契約にリースを含むかどうかについて、図のフローチャートに従い判定することとなります。ファイナンス・リースやオペレーティング・リースと

いったリース契約だけでなく、法形式ではリース契約ではない取引も、実質的にリースと判断される場合があります。

本公開草案(新リース基準)による開示

本公開草案では、借手の表示についても、IFRS第16号との整合性を意図し、下記のように草案が公表されています。

	次のいずれかの方法による
使用権資産	① 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法 ② 対応する原資産の表示区分(有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産)において使用権資産として区分する方法
リース負債	・ 貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記する ・ 貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するリース負債は流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するリース負債は固定負債に属するものとする
リース負債に係る利息費用	損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記する

出典：企業会計基準委員会 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」47項から49項 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/lease_2023_02.pdf)

本公開草案(新リース基準)の適用による影響

①オペレーティング・リースの取扱量が多い場合

リース取引該当性について、法形式上のリース契約でなくとも実質判断する必要があるため、ほとんど全ての借手が影響を受けることとなります。店舗、オフィス、借上社宅など、従来はリース取引と見なされなかった不動産賃貸借契約に係る取引を含め、従来のオペレーティング・リースの取扱量が多い場合には影響が大きいと予測されます。

オンバランスが必要になった場合の管理コストも無視できないものとなります。

②経営管理指標、財務指標等への影響

現行のリース基準では、オペレーティング・リースは、リース料を営業費用で計上しますが、本公開草案では、減価償却費と利息費用として費用化されるため、定額での費用配分と比べ費用が前倒し計上される可能性があります。また、現行のリース基準でオペレーティング・リースに分類されてきたリース取引を含む全てのリースが、原則として、オンバランスすることとなります。

オンバランスにより減価償却費が営業費用に計上され、利息分が営業外費用に計上されるため、営業利益が上昇する可能性があります。また、使用権資産とリース負債が計上され、総資産及び総負債が大きくなることから、ROAや自己資本比率等の財務指標比率が悪化する可能性があります。

最後に

最終化された会計基準の公表後2年程度経過した4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度から適用することとし、当初は、2024年3月頃に基準が最終化された場合には2026年4月1日から強制適用が開始されると想定されていましたが、一部新聞報道などによれば、2027年度以降になるのではないかとされています。

本公開草案により、今後、リースに関する会計処理及び開示について大幅な改正が行われることになるため、自社の影響度合いを検討し、本改正への対応について早めに準備を行っておく必要があると思われます。

なお、税務についての動きは、全く明らかになっていません。